

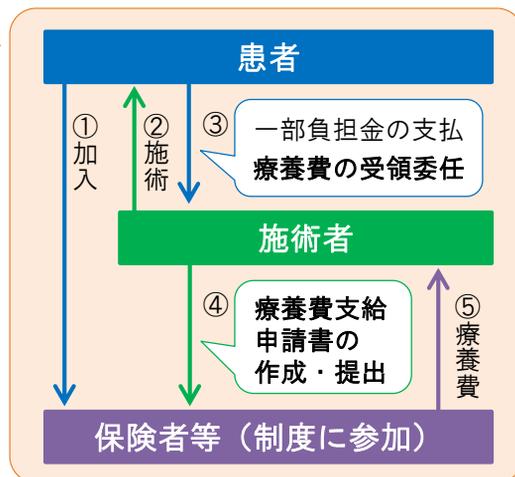
はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

1 受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。
(小豆島町は、**平成31年4月1日**から取扱い開始予定です。)

受領委任制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。
- 受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。制度に参加する保険者等については、参加する1ヶ月前までに厚生労働省のウェブページに掲載する予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、四国厚生支局へ申請をお願いします

平成31年4月1日から受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、**なるべく平成31年1月末までに四国厚生支局へ申請書類を提出**するようお願いします。（審査期間の確保のためにご協力をお願いします。）

※ 具体的な手続きについては、四国厚生支局ウェブページ「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申出」(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/iryo_shido/ahaki.html)で確認をお願いします。

2 代理受領の取扱いの中止

小豆島町では受領委任制度の参加に伴い、**平成31年4月1日以後の施術について、現行の「代理受領の取扱い」を廃止**します。

したがって、**受領委任の申請手続きをされていない施術者等からの平成31年4月以降の施術に係る療養費の申請に関しては、すべて「償還払い」（被保険者への直接払い）**での取扱いとなりますので、**ご注意ください。**

【参考】厚生労働省ウェブページ

- ・通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180612-01.pdf>
- ・通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180621-06.pdf>

問い合わせ先：小豆島町健康づくり福祉課 国保係

TEL0879-82-7038